

千葉県公立保育所・認定こども園研修委員会議開催要領 (R5・4・1 改正)

(目的)

第1条 保育所・認定こども園がその機能を十分に果たすため、職員が相互に連携し、研鑽を図るとともに適切に日々の保育業務を実施していくことを目的として研修委員会議等を開催する。

(位置付け)

第2条 会議は全て職務と位置付け、幼保指導課が主催する。

(会議の種類)

第2条 会議の種類は、研修委員会議、代表総括主任保育士会議、代表看護師会議及び代表栄養士会議とする。

(行政区の区分)

第4条 この要領で行政区とは、中央区、花見川区、稲毛区、美浜区及び若葉区と緑区合わせた若葉・緑区の5区をいう。

(研修委員会議)

第5条 研修委員会議は、代表保育所長の互選による者3名、代表総括主任保育士会議議長、代表看護師会議議長、代表栄養士会議議長、幼保指導課保育所指導担当課長及び幼保指導課指導班主査を委員とし組織する。

2 研修委員会議には、委員の互選により委員長及び副委員長を置く。

3 研修委員会議は委員長が招集し、保育所・認定こども園職員の研修に係る計画の立案及び運営方法等について協議する。

(代表総括主任保育士会議)

第6条 代表総括主任保育士は各行政区2名とし、幼保指導課長が選任する。

2 代表総括主任保育士の任期は、2年の年度とする。但し、1年度を限度として、再任できるものとする。なお、前任者が任期途中で退任した後に選任された者の任期についても、改めて2年の年度とする。

3 代表総括主任保育士会議には、代表総括主任保育士の互選により議長及び副議長を置く。

4 代表総括主任保育士会議は、原則として、隔月に開催し、総括主任保育士の会議及び研修に係る事項等について検討する。

(代表看護師会議)

第7条 代表看護師は各行政区2名とし、幼保指導課長が選任する。なお、総括主任看護師の職にある者は、この任に充てるものとする。

2 代表看護師会議には、代表看護師の互選により、議長及び副議長を置く。

3 代表看護師会議は、原則として、隔月に開催し、看護師の会議及び研修に係る事項等について協議する。

(代表栄養士会議)

第8条 代表栄養士は各行政区2名とし、幼保指導課長が選任する。なお、総括主任栄養士の職にある者は、この任に充てるものとする。

2 代表栄養士会議には、代表栄養士の互選により議長及び副議長を置く。

3 代表栄養士会議は、原則として、隔月に開催し、栄養士の会議及び研修に係る事項等について協議する。

(補則)

第9条 この要領に定めるもののほか、会議の開催に必要な事項は幼保指導課長が定める。

附 則

この要領は、平成13年4月1日より施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日より施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日より施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日より施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日より施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日より施行する。